

2015年3月13日

東京都連加盟団体 各位

東京都武術太極拳連盟
事務局長 大塚かづ子

2015年度 第21期 太極拳技能検定 2段 検定試験
都道府県第一次試験（32式太極剣）について

2015年度2段検定試験・都道府県第一次試験を、実施規定に基づき下記の通り実施いたします。実施規定を確認のうえ、申込期限までに受験申請書を東京都連盟あてに送付してください。

記

*日 時 7月18日（土） 午前9：30～（受付開始9：00～）

*タイムテーブル

受付開始	9：00
午前講習	9：30～12：00
昼休み	12：00～13：00
午後講習・2段一次試験	13：00～17：00（予定）
※試験開始時刻は午後の講習の進捗と受験者数に応じて調整いたします。	

*会 場 京橋プラザ2階 多目的ホール

*申 込 「都道府県第1次試験 受験申請書」〈様式2段1次―1〉に所定事項を記入し、所属団体名及び代表者名を記入・押印のうえ、各団体でとりまとめ、一括表とともに送付してください。

*申込期限 5月31日（日）品川糸切

*受講料 4,000円

*受験料 3,000円

（受講料・受験料とも各団体で一括し下記口座にお振込下さい）



2015年度第21期太極拳技能検定2段検定試験 都道府県第1次試験 実施規程

公益社団法人日本武術太極拳連盟
太極拳技能検定委員会

1. 実施期間・実施会場：

2015年4月1日（水）から同年8月10日（月）の期間内で、都道府県連盟（以下、実施県連盟と言う）が、任意に指定する期日に、任意に指定する会場で実施する。

2. 実施内容：

1) 試験範囲；

日本連盟「2014年度第20期初段～3段検定実施要綱」の＜5. 検定科目と試験の実施方法＞の、＜2) 2段検定試験の※1＞に基づいて、＜3 2式太極剣＞の実技試験を都道府県連盟で実施し、審査する。

2) 試験方法；

① 試験は、全体の受験者が100人を超えない場合は、原則として1組6～8人で、1組ずつ審査を行う。100人を超える場合は、複数組同時に審査を行うことができる。この場合、何組を同時に実施するかは、会場の広さと審査員の複数組同時進行にたいする判定許容能力に基づいて、実施県連盟が定めようとして実施する。

② やり直し：試験は、受験者が演技途中で方向を間違えたり、間違えたことを演技終了直後に気がついて、やり直しをすることは認めない。

3) 合否基準；

下記に定める3人の審査員が、1組または複数組の演技を、下記の審査基準に基づいて審査し、3人のうち2人以上が合格判定を行えば、合格とする。2人以上が不合格判定を行えば、不合格とする。

4) 合否結果の通知方法；

試験の合否結果は、本人宛の「第1次試験合否結果通知書(様式2段1次-2)」を本人に渡して通知する。通知は、受験者人数が少数である場合には、当日、本人に直接手渡してもよく、あるいは、多人数である場合には、受験者の所属団体に郵送して通知してもよい。

後日、通知する場合は、通知書は、試験実施後7日以内に、受験者の所属団体に送付されなければならない。

5) 再試験について；

実施県連盟は、第1次試験を1回のみ実施してもよく、あるいは、複数回実施してもよい。1回目の試験に不合格であった者は、複数回実施される場合は、合格するまで何回でも受験することができる（再試験）。また、他の実施県連盟で行なわれる第1次試験に申請して、受験することもできる。

ただし、第1次試験を実施した当日に、合否結果を通知した場合、不合格であった者にたいして、同じ日に再試験を実施することは禁止する。試験の公正性、厳格性を保持するために、この規程を設ける。

3. 審査員：日本連盟太極拳公認B級指導員以上（公認B級指導員または公認A級指導員）の審査員計3人を、実施県連盟が指名して実施する。

4. 試験委員：実施県連盟は、上記の審査員3人の他に、試験会場の管理運営を担当する試験委員数人を、適宜設けることができる。受験者が少数で、審査員が管理運営を兼務することができる場合には、試験委員を設けなくてもよい。

5. 実施要領：実施当日は、下記の要領に基づいて実施する。

- 受付； 開始式の30分前から受験者の受付を開始する。
- 開始式； 試験開始30分前に、試験委員は受験者にたいして、試験に関する諸説明・注意と、試験結果の通知方法と通知後の手続き等を説明する。続いて、参加人員を確認し、出場組、出場順を発表する。
- 試験； 審査員はあらかじめ定めた出場順に従って、審査を行う。
- 終了式； 最後の組の試験が終了した後に、終了式を行い、合否結果通知書を本人に直接手渡して通知を行なうか、後日通知する場合には、通知予定日を通告して終了する。

6. 受験資格：

都道府県連盟の加盟団体会員で、前年度まで（2014年度まで）に初段を取得している者に限り、受験することができる。2015年度に2段本試験の受験申請をする予定がない者でも、1次試験を受験し、合否判定を受けることができる。ただし、2015年度の第1次試験合格判定は、2015年度のみ有効とし、2016年度に再び2段本試験を受験する者は、2016年度の第1次試験をあらためて受験し、合格判定を得なければならない。前年度の第1次試験の合格判定を、次年度に持ち越して本試験申請をすることはできない。

① 受験者は、原則として本人の所属団体が加盟している実施県連盟に受験申請書を提出し、受験

する。ただし、本人の所属団体が加盟している実施県連盟の日程が、本人の都合がつかない場合は、近隣の他の実施県連盟に受験申請書を提出して受験することができる。

- ② 1 回目の試験で不合格判定を受けた場合、他の実施県連盟に受験申請書を提出して、受験することができる。
- ③ 上記①②いずれの場合も、受験者が所属する都道府県連盟を通して、実施先の都道府県連盟に対して受験申請手続きを行うこととする。受験者本人が独自行ってはいならない。

7. 第 1 次試験の受験申請方法：

本規程に添付する「都道府県第 1 次試験受験申請書（様式 2 段 1 次—1）」に所定の事項を記入し、所属団体長が推薦印を捺印したものを、所属団体を通じて、受験しようとする実施県連盟が設定する申請期日までに、同連盟宛に提出し、同時に、受験料を同連盟が指定する方法で納付する。

8. 加盟団体への実施通知義務：

第 1 次試験を実施しようとする都道府県連盟は、あらかじめ加盟団体にたいして「都道府県第 1 次試験受験申請書（様式 2 段 1 次—1）」を配布しておき、本件の試験期日と会場、受験申請締切期日を、事前に通知しなければならない。この通知は、加盟団体にたいして、原則として遅くとも、締切期日の 1～2 ヶ月前までに行われなければならないこととする。

日本連盟の機関誌『武術太極拳』に、実施広告が掲載されることを希望する実施県連盟は、締切期日の 3 ヶ月前までに、日本連盟事務局に広告掲載依頼を行わなければならない。

9. 受験料：本件の受験料は、受験者 1 人 3 千円とする。受験料は、実施県連盟の本件運営費に充当する。

10. 受験者の所属する団体への結果通知（実施県連盟→団体）：

- ① 実施県連盟は、合否結果を受験者の所属団体に書面で通知する。通知する書面は、所属団体毎に受験者氏名、合否結果を記載したもの（様式無し）でもよく、あるいは、日本連盟宛「合否結果一覧（様式 2 段 1 次—4）」を、所属団体毎に分割したものを複写して、該当する所属団体に送付して通知してもよい。
- ② 試験日当日に、本人宛の「第 1 次試験合否結果通知書（様式 2 段 1 次—2）」を本人に直接手渡した実施県連盟は、所属団体にこの本人宛結果通知書を送付する必要はない。
- ③ 合否結果を試験日当日に受験者に通知せず、後日、受験者の所属する団体に通知する場合は、上記①の合否結果通知書面と、本人宛「第 1 次試験合否結果通知書（様式 2 段 1 次—2）」を併せて、受験者の所属する団体に送付しなければならない。

11. 日本連盟への実施報告（実施県連盟→日連）：

実施県連盟は、試験実施後 7 日以内に、1)「実施報告書（様式 2 段 1 次—3）」、2)「合否結果一覧（様式 2 段 1 次—4）」、3) 合格者の「都道府県第 1 次試験受験申請書（様式 2 段 1 次—1）」のコピー、の 3 種類の書面を日本連盟に送付して、報告しなければならない。本件の「合否結果一覧」に記載されていない者が、2 段本試験の受験申請を行っても受理されない。

12. 2 段検定試験申請時に必要な記載事項（実施県連盟→日連）：

「太極拳 2 段 申請・登録用紙（様式 2 段—1）」の＜第 1 次試験合格 確認欄＞に、①実施県連盟名、②受験月日、③受験地（都道府県）、が正確に記載されていない申請は受理されない。また、様式 2 段—1 の記載事項と、「実施報告書（様式 2 段 1 次—3）」および「合否結果一覧（様式 2 段 1 次—4）」に記載されている該当項目および本人氏名が不一致である申請は受理されない。

13. 審査基準：

下記の場合は、原則として不合格判定とする。

- 1) 規定動作の順序を間違えたまま、あるいは規定動作の 1 つが明らかに欠落したまま、次の動作に移り、そのまま「収勢」を行った場合。
 - 2) 動作が 10 秒以上停止した場合。
 - 3) 「刺剣」の動作（上刺、平刺、直刺を含み、反刺を除く）で、右手前腕部の方向と剣先の方向が明らかに異なっている動作が 2 回以上出現した場合。
 - 4) 「点剣」と「劈剣」の方法が区別されず、明らかに混同している動作が 2 回以上出現した場合。
- 上記以外で、動作が多少、不正確であったり、乱れたり、停顿等があっても不合格判定としない。

14. 事前講習会について：

実施県連盟は、第 1 次試験とは別に、本件試験のための事前講習会を実施することができる。

また、第 1 次試験実施当日の、前半時間帯を利用して、事前講習会を実施することもできる。

講習会の実施回数、講師の選定、受講料等はすべて、実施県連盟が独自に定める。受講料は、実施県連盟の運営費に充当する。

15. 第 1 次試験関係書類

- ①「都道府県第 1 次試験受験申請書（様式 2 段 1 次—1）」
- ②「第 1 次試験合否結果通知書（様式 2 段 1 次—2）」
- ③「実施報告書（様式 2 段 1 次—3）」
- ④「合否結果一覧（様式 2 段 1 次—4）」
- ⑤「2014 年度 太極拳 2 段 申請・登録報告用紙（様式 2 段—1）＜参考＞」
- ⑥ 太極拳 2 段検定 第 1 次試験手続き一覧

以 上